

## 令和6年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和6年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,248,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 242,484
	1 使用料	242,484
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,424,615
	1 他会計繰入金	2,424,615
4 繰越金		66,043
	1 繰越金	66,043
5 諸収入		384,522
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑入	94,522
6 市債		1,130,000
	1 市債	1,130,000
歳 入 合 計		4,248,146

## 歳 出

款	項	金 額
1 中央と畜場費		4,248,146 <small>千円</small>
	1 運営費	2,559,590
	2 施設整備費	1,144,000
	3 公債費	543,556
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,248,146

第2表 債務負担行為  
追加

事 項	期 間	限 度 額
小動物解体ライン改修工事請負契約	令和7年度	限度額 1,200,000 千円

## 第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場施設整備費	千円 1,130,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。借入る場合は、その融通条件による。
計	1,130,000			